

平成27年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係の主な事項)

平成27年1月
 厚生労働省

(目次)

- ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・個人寄附に係る税額控除の要件の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充・・・ 3
- ・地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・社会保険診療報酬に係る非課税措置及び
医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・医療に係る消費税の課税のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設・・・・・・ 9
- ・セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る不動産取得税の軽減措置の創設・・・・・・ 10
- ・介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長・・・・・・ 13

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税等)

大綱の概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする（利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする）などの措置を講ずる。

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

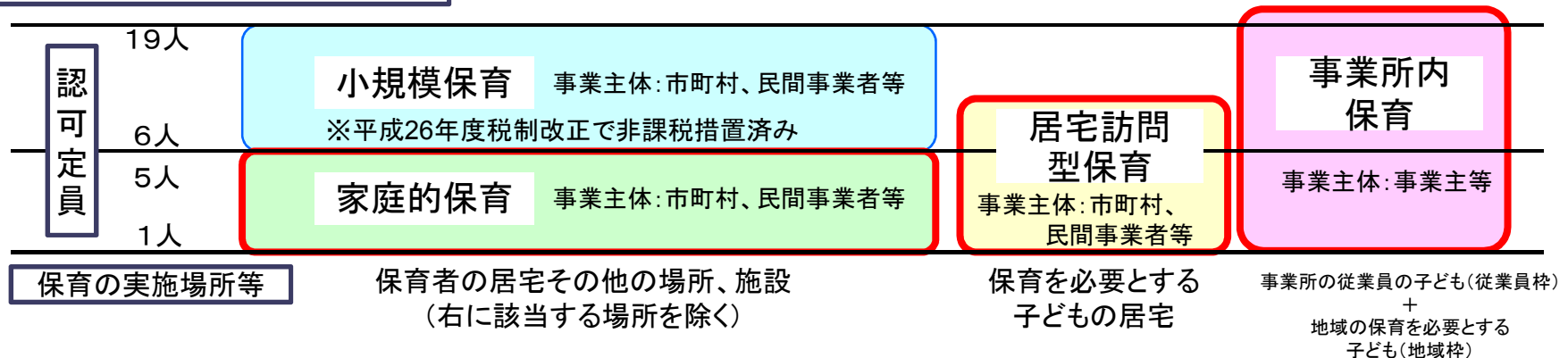
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け



個人寄附に係る税額控除の要件の見直し (所得税)

大綱の概要

少子化の進展に伴い、園児数等が減少していく中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者100人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人（定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であることとする。

○ 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)②の要件が緩和される。

【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の保育所等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、A保育所(200人)、B保育所(200人)、児童養護施設(100人)を運営している法人は、10人($\frac{500}{5000} \times 100$)以上の寄附が必要。

仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長及び拡充

(所得税、法人税)

大綱の概要

企業がくるみん認定(次世代育成支援対策に係る基準適合認定)を受けた場合の建物等の割増償却制度(認定を受けた事業年度のみ)について、プラチナくるみん認定(特例基準適合認定)を受けた場合には3年間の割増償却とし、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率について見直しを行った上で、その適用期限を3年延長する。

①くるみん認定を受けた場合

1. 適用期限の3年間の延長

平成27年3月31日



平成30年3月31日

2. 割増償却の対象資産の変更

全ての建物及びその附属設備



次世代育成支援に資する資産であって、
一般事業主行動計画に位置付けた資産

3. 割増償却率

32%



建物及びその附属設備
101人以上企業**24%**、100人以下企業**32%**
それ以外の資産
101人以上企業**18%**、100人以下企業**24%**

※ 割増償却の適用期間

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた日を含む事業年度

②プラチナくるみん認定を受けた場合

1. 適用期限

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

2. 割増償却の対象資産

次世代育成支援に資する資産であって、
一般事業主行動計画に位置付けた資産

3. 割増償却率

建物及びその附属設備 **15%**

それ以外の資産 **12%**

※ 割増償却の適用期間

認定を受けた事業年度から3年間

対象資産: 一般事業主行動計画に記載

- 出産前後の妊産婦を含む子育てをしつつ活躍する女性労働者へ配慮するための資産(授乳コーナー等)
- 子育て支援となる資産(事業所内保育施設等)
- 働き方の見直しに資する資産 等

プラチナくるみん認定基準

- 計画期間における男性労働者の育児休業等取得率13%以上【くるみん認定: 男性育児休業等取得者1人以上】
- 計画期間における女性労働者の育児休業等取得率75%以上【くるみん認定: 同左】
- 次の①～③全てについて取り組むこと(①又は②について数値目標を定めて実施、達成)【くるみん認定: ①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること、※はプラチナくるみん認定のみ】

① 所定外労働削減のための措置

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

※これに加え、計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者が5%以下

又は、計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと

- 計画期間における女性労働者の継続就業率55%以上【くるみん認定: なし】等



行動計画(例)

- 目標1 : 男性の育児休業取得率13%
- 目標2 : 女性の継続就業率55%
- 目標3 : 事業所内保育施設を〇〇年度内に設置する

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の創設 (所得税、法人税、法人住民税)

大綱の概要

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、次の見直しを行う。

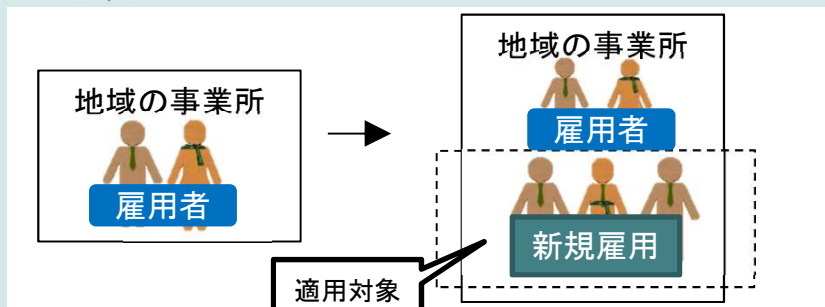
拡充型 地方にある企業の本社機能等の強化を支援

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること



企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)



地方拠点の当期増加雇用者数1人当たり以下を税額控除

(ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

★法人全体の雇用者増加率が10%以上

50万円

★法人全体の雇用者増加率が10%未満

20万円

従来の雇用促進税制

適用要件

- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加
 - ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加
- 等

措置内容

雇用増加人数1人当たり**40万円**の税額控除

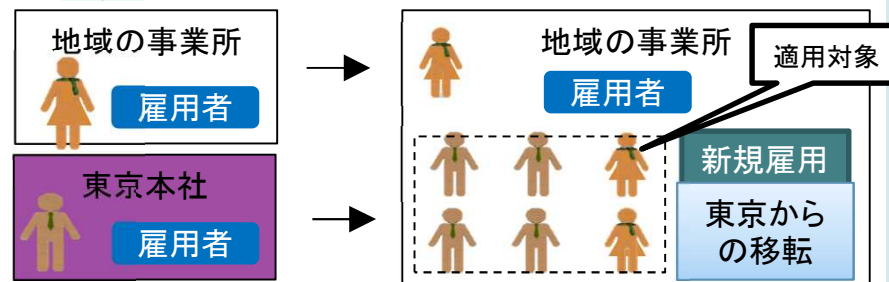
移転型 東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること



企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)



① 当期の地方拠点の増加雇用者
1人当たり **50万円/20万円** を税額控除
(ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)

② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数
1人当たり **30万円** の税額控除を追加

(※②は最大3年間継続。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

税額控除のイメージ

	1年目	2年目	3年目
30万	30万	30万	
50万	初年度1人最大80万円 3年間1人最大140万円		

旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し

(たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税)

大綱の概要

旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率について、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることによって、廃止する。

要望の背景

- 旧3級品の製造たばこの税率は、たばこ税創設時、高齢者が長年愛用していること等を踏まえ、紙巻たばこの2分の1に税率を軽減する経過措置が講じられた。
(※)わかば(260円)やエコー(250円)など6銘柄。紙巻きたばこのたばこ税額は国税及び地方税を合わせて1本当たり約12.2円であるのに対し、旧3級品は約5.8円。
- しかし、近年の消費量上昇を踏まえると、経過措置を講じた目的と外れた状況となっており、他の製造たばこの税率との整合性を図る必要がある。また、これにより未成年者が喫煙を開始するきっかけとなることを防ぐなど、たばこの消費量を抑制する効果も期待できる。

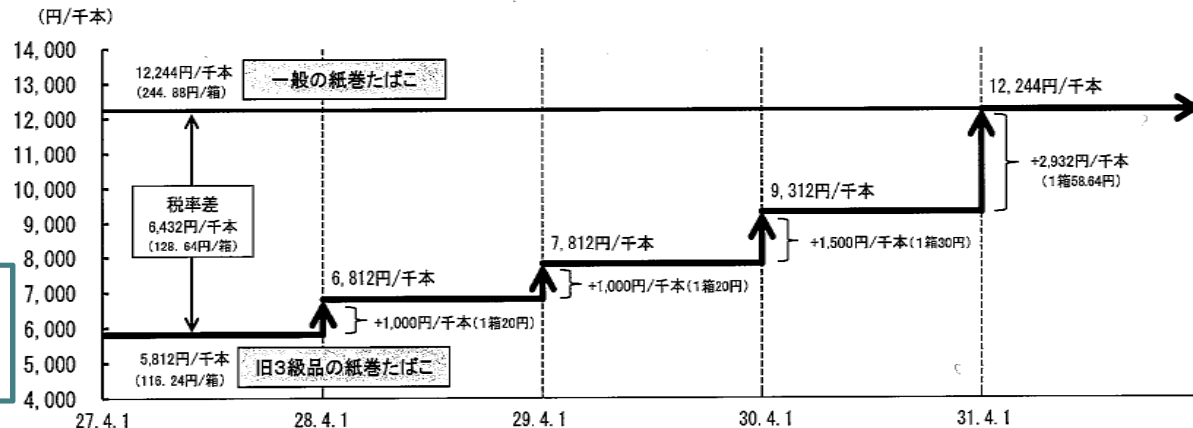
紙巻たばこ旧3級品の銘柄別売り上げ(20位以内)

平成21年度(たばこ税増税前) : 圏外

平成22年度(たばこ税増税後) : エコー(19位、シェア1.3%)

平成26年度上半期 : わかば(5位、シェア2.3%)
エコー(7位、シェア2.3%)

(参考)一般社団法人日本たばこ協会

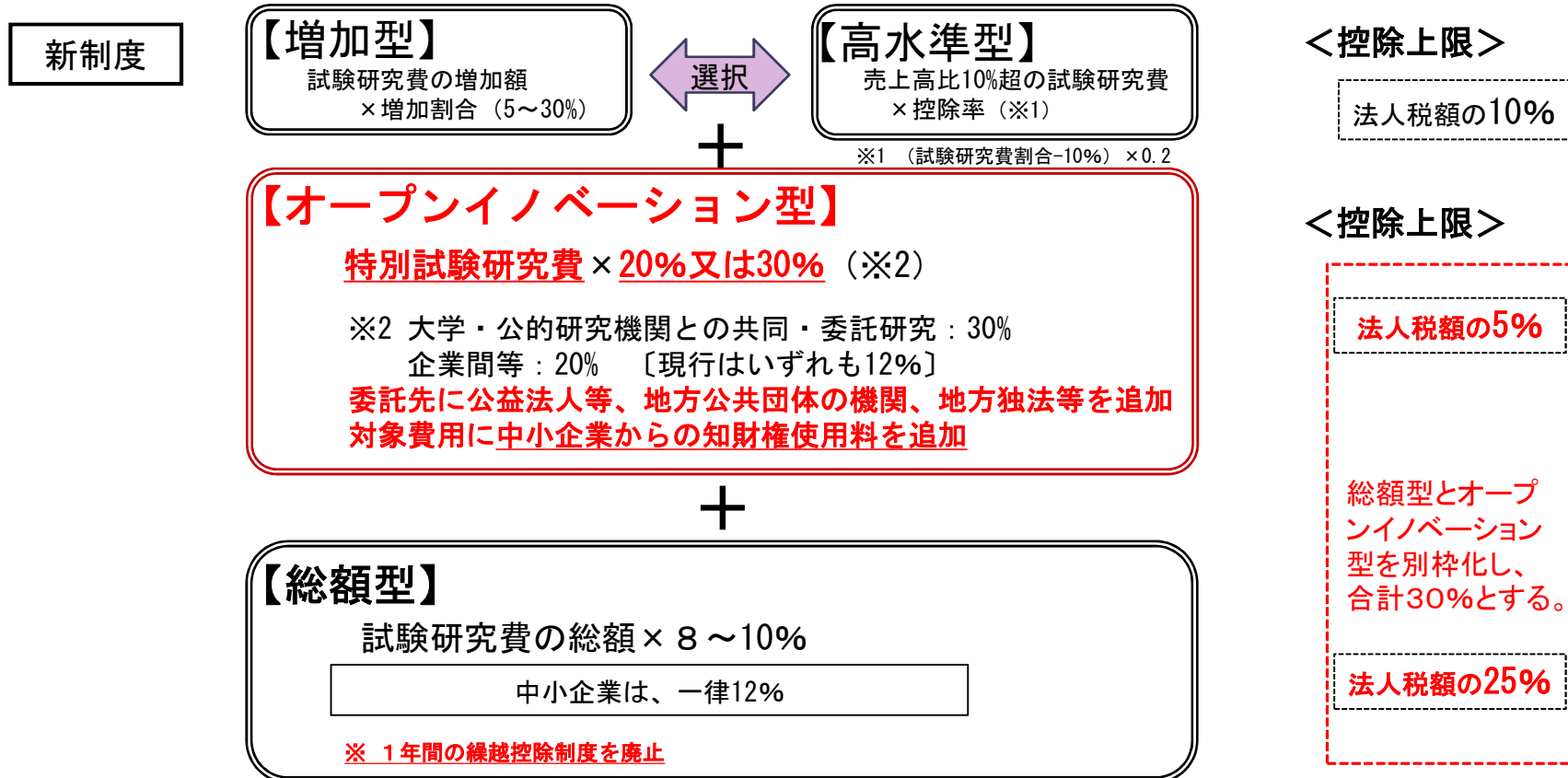


(備考)上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

大綱の概要

試験研究を行った場合の税額控除制度について、恒久措置として、以下の通り拡充等を行う。

- ① ②・③の措置により控除税額上限の総枠を法人税額の30%とする。(総額型25%+オープンイノベーション型5%)
- ② 試験研究費の総額に係る税額控除制度の上限を法人税額の25%とする。
- ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率を大幅に引き上げるとともに、控除税額の上限を別枠で法人税額の5%とする。また、特別試験研究費の範囲について、委託研究の委託先に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を追加し、対象費用に特定中小企業者への知的財産権の使用料を追加する。
- ④ 繰越控除制度を廃止する。



社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

大綱の概要

<検討事項>

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

〔参考〕 現行制度

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 * 医療法人を含む	3.4% (約4.9%)	4.6% (約6.6%)	
	普通法人	3.4% (約4.9%)	5.1% (約7.3%)	6.7% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の数字は、26年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の43.2%）を合算した税率

大綱の概要

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時(平成元年)、引上げ時(平成9年)に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法(平成24年8月)、三党実務者合意(平成24年6月)により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乘せすることで対応。
- 10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。
- 平成26年11月18日に安倍総理大臣が消費税の8%から10%への引上げを平成29年4月に延期することを表明。

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

(所得税、個人住民税)

大綱の概要

<検討事項>

医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。

(参考) 要望内容

セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間2.5万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

(参考) 医療費控除制度の概要

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度

○控除の対象となる金額（最高200万円）：実際に支払った医療費の合計額(※1)－10万円(※2)

※1 保険金等で補てんされる金額を除く ※2 年間の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%

○控除の対象となる医療費

- ①医師又は歯科医師による診療又は治療、 ②治療又は療養に必要な医薬品の購入
- ③病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- ④あんま、マッサージ、指圧師、はり師きゅう師等又は柔道整復師による施術
- ⑤保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話、 ⑥助産師による分べんの介助
- ⑦介護福祉士による喀痰吸引等及び認定特定行為業務従事者による特定行為に係る費用

(※) WHOによれば、セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされている。

(※) 一般用医薬品等を用いてセルフメディケーションに積極的に取り組んでも、医療費控除の対象となる金額が10万円以下の場合は控除の対象外となる。

セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る不動産取得税の軽減措置の創設

(不動産取得税)

大綱の概要

<検討事項>

今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、不動産取得税の特例措置等について検討する。

背景

- ・日本再興戦略には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、またいわゆる社会保障プログラム法でも、政府は個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行うこととされている。
- ・平成26年度与党税制改革大綱では、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制のあり方について検討することとされている。
- ・薬局は、薬剤師が常駐し、健康等に関する相談に応じられるほか処方薬の薬歴も踏まえて一般用医薬品等の使用に関する適切な情報提供等を行うことが可能であるため、セルフメディケーション推進に大きく貢献することが期待されている。
- ・こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進を図り、国民が気軽に健康等に関する相談をすることができる環境や、専門家の適切なアドバイスの下で一般用医薬品等を安全かつ適切に使用できる環境を整備するため、健康ナビステーション（仮称）（※）に対する税制面での支援措置を講じ、薬局の積極的な取組を促進することが必要である。
（※）あわせて、健康ナビステーション（仮称）を住民に公表する仕組みを検討中。

介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置

(消費税、固定資産税、不動産取得税等)

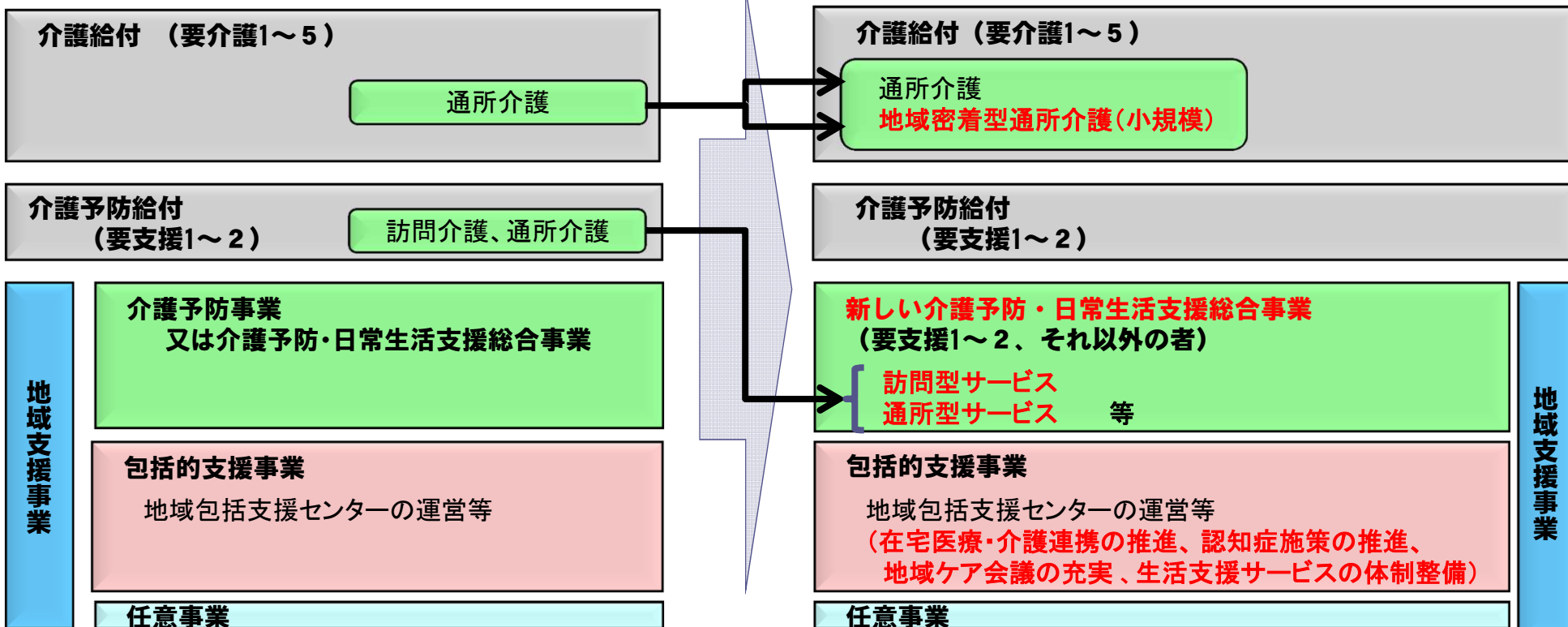
大綱の概要

介護保険法改正に伴い、予防給付のうち地域支援事業へ移行される各サービスについて、引き続き従前のサービスと同様の税制上の所要の措置を講ずる。また、同様に、通所介護のうち地域密着型通所介護へ移行される小規模な通所介護について、引き続き従前のサービスと同様の税制措置を講ずる等、法改正に伴う所要の措置を講ずる。

＜現行＞

介護保険制度

＜改正後＞



大綱の概要

確定拠出年金法等の改正を前提に、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大及び企業年金等のポータビリティの拡充等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

措置の概要

- 確定拠出年金をはじめとする企業年金制度等は、公的年金を補完する老後の所得確保の仕組みとして重要。
- 国民の老後所得の充実を図るため、中小企業を中心に企業が企業年金をより実施しやすくするための仕組みや、働き方が多様化している中で個々人のライフコースに合わせて生涯を通じて老後に自ら備える仕組みの整備が必要。

○ 個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

→ 企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とする。

○ 個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入可能範囲の拡大

→ 企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者(※1)・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。

なお、新規に加入可能となる個人型DCの拠出限度額については、以下の通りとする(※2)。

・企業型DC加入者(他の企業年金がない場合)	年額24万円
・企業型DC加入者(他の企業年金がある場合)	年額14.4万円
・確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者	年額14.4万円
・第三号被保険者	年額27.6万円

※1 企業型DC加入者にあつては、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。

※2 個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

○ 企業年金等のポータビリティの拡充

→ 就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、確定拠出年金(DC)から確定給付企業年金(DB)へのポータビリティ(年金資産の持ち運びを可能とすること)、及びDC・DBと中小企業退職金共済とのポータビリティ(事業再編による合併等を行った場合に限る。)を拡充。

○ 確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化

→ 月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

大綱の概要

共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件（100万円以上）を設定した上で、その適用期限を2年延長する。

制度の概要

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

＜主な対象設備；例＞

- (1) 研修施設（美容・すし等）
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備

制度の必要性

- 生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、かつ裾野の広い（全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%）、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など、多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。
- 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIIは低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期）で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。